

法的措置（設置基準等の在り方）の検討について（案）

1. これまでの議論を踏まえた問題点

認証評価の厳格化やそれを踏まえた学校教育法上の法的措置の実施については、司法試験合格率が低迷しているなど課題が深刻な法科大学院に対する体制や手続などが十分に整備されていないのではないかと。

また、このような法科大学院については、その教育内容や方法等に実質的な問題があると考えられるところ、現行の設置基準の規定で法令違反であると認めることは困難ではないかと。



2. 検討事項(案)

- 課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、組織の見直しが一層促進されるよう、以下の事項を検討すべき。
- 司法試験の合格率が平均の半分未満等の場合が数年続く場合など一定の条件に該当する場合は、国が法令違反の有無も含め教育状況を把握するための体制・手続を整備することを検討すべき。
- 法科大学院の設置基準は、法曹養成の理念に適合するよう定められるものであること(※1)、設置後にも満たすべき最低限の教育研究水準(※2)であることを踏まえ、司法試験合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、見直しや解釈の明確化などを検討すべき。

※1 法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律 第2条, 第5条第1項

※2 専門職大学院設置基準第1条

組織見直しに関する今後の対応について（案）

< 認証評価の厳格化関係 >

< 行政手続の整備関係 >

平成27年度中
評価基準等の改正

平成28年度
～平成32年度
第3巡目の評価

適格認定を
受けられなかった場合

【検討事項】 平成27年度中

- 国が教育状況の報告又は資料の提出を求めるための体制・手続の整備
 - ・ 適格認定を受けている場合(※1)であっても、客観的指標に照らして水準が低い法科大学院(※2)は、対象とする。

※1 新たな評価基準に基づく認証評価を未だ受けていない場合や、適格認定を受けてもその後の状況変化があった場合 など

※2 例：司法試験合格率が平均の半分未満である など

法令違反を認めるときは、改善勧告、変更命令等の法的措置を行うことができる(学校教育法第15条)。

【検討事項】 平成28年度～平成30年度 (運用状況の精査)

- 上記各手続の運用状況を検証し
 - 課題が深刻な状況について何ら改善がみられないにもかかわらず、現行の規定では法令違反を認めることができず、法的措置を講じることができない
 などの問題状況の有無を判断。

(制度の検討・実施)

- 上記精査の結果を踏まえ
 - 司法試験合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、見直しや解釈の明確化
 など必要な措置を講じる。